

令和 8 年 9 月 1 5 日
福祉保健部高齢福祉保健課

敬老の日に当たり、今年度 100 歳になられる方（1,321 人）に 県知事の祝状を贈呈します

- 新潟県では、多年にわたり社会の発展に寄与してこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、広く高齢者福祉に対する関心と理解を深めるため、敬老の日（9 月の第 3 月曜日）を中心に、敬老事業を実施します。

※ 昭和 41 年（1966 年）から、9 月 15 日が「敬老の日」として国民の祝日に加えられました。その後、「国民の祝日に関する法律」が改正され、平成 15 年（2003 年）から「敬老の日」は 9 月の第 3 月曜日となりました。

- 県知事の祝状贈呈

今年度 100 歳になられる方（令和 8 年 9 月 1 日現在 1,321 人（男性 221 人、女性 1,100 人））を対象に、本人又は御家族の意向を確認した上で、手渡し又は郵送により祝状を贈呈します。

- 県内の 100 歳以上高齢者

県内の 100 歳以上の高齢者（大正 15 年 9 月 15 日以前に生まれた方）は、2,693 人（男性 303 人、女性 2,390 人）です。（9 月 1 日現在）

県内最高齢者は、坂田 節子 さん（大正 4 年 12 月 23 日生まれ（満 110 歳）、女性、十日町市）です。（9 月 15 日現在）

- 詳細は次頁以降のとおりです。

本件についてのお問い合わせ先
高齢福祉保健課高齢化対策係 担当：大野
直通：025-280-5190（内線：2532）

令和8年度「敬老の日」を中心とする県の行事等

1 敬老記念品等の贈呈

県では、「老人の日記念事業」の一環として、敬老の日を中心に、今年度中に 100 歳になられる方を対象に、次のとおり県知事の祝状を贈呈します。

(1) 対象者

贈呈対象者	対象者数
新規 100 歳者 (大正 15 年 4 月 1 日から昭和 2 年 3 月 31 日までの間に出生した者)	1, 321 人 (男性 221 人、女性 1, 100 人) (9 月 1 日現在)

(2) 贈呈品

○ 県知事の祝状

※県知事の祝状に併せて、内閣総理大臣の祝状及び銀杯を県が贈呈します。

(3) 贈呈方法

次のとおり表敬訪問し、祝状を贈呈します。

○ ^{かみむら}上村 ^{さだいち}定市 さん（男性、十日町市）

知事が 9 月 21 日（月・祝）に訪問します（詳細は別紙のとおり）。

○ 上記以外の対象者

所管の地域振興局長等が原則 9 月 21 日（敬老の日）を中心に郵送又は手渡しします。

※ お願い

- 訪問日程等の詳細については、所管の地域振興局健康福祉（環境）部にお問い合わせください。

2 「老人の日・老人週間」キャンペーン

内閣府や厚生労働省が中心となり、高齢者だけではなく、子どもや障害者など地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことを目的とした地域共生社会の実現を目指すことを目的として、6つの目標を掲げ取り組むことを提唱しているものです。

○ 標語 「みんなで築こう健康長寿と地域共生社会」

○ キャンペーンが目指す6つの目標

- (1) すべての高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。
- (2) 高齢者の知識、経験や能力をいかした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- (3) 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防等への取り組みを進めよう。
- (4) 高齢者の人権を尊重し、認知症高齢者への支援のあり方や介護問題等をみんなで考え、高齢者や介護者を支える取り組みを積極的に進めよう。
- (5) 高齢社会における家族や地域社会等の役割を理解し、多世代がお互いに協力して安心と活力ある健康長寿社会をつくろう。
- (6) 減災や防災への取り組みに関心を持ち、日頃から地域でのつながりを築こう。

○ キャンペーン期間

令和8年9月15日の「老人の日」から21日までの「老人週間」の7日間
(この前後の期間にも運動を展開していくことを提唱いたします。)

○ 主 唱

内閣府 消防庁 厚生労働省 全国社会福祉協議会 全国老人クラブ連合会
長寿社会開発センター 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会
日本看護協会 日本社会福祉士会 日本介護福祉士会

○ 協 賛

NHK 日本新聞協会 日本民間放送連盟

「老人の日・老人週間」の経緯

昭和22年(1947年)に兵庫県多可郡野間谷村で行われた敬老行事がきっかけとなり、昭和25年(1950年)、9月15日を「としよりの日」としようとする敬老・福祉の県民運動が開始されました。

昭和26年(1951年)、中央社会福祉協議会(現:全社協)が全国運動を提唱。9月15日から21日までの1週間を運動週間として、「老人を敬い慰め、励ますとともに、老人福祉に対する国民的理解を促進し、老人自身もまたその立場を自覚し、新しい社会建設に参加する」ことをうたって様々な活動が推進されました。

「としよりの日」は後に「老人の日」を経て昭和41年(1966年)に国民の祝日「敬老の日」へと発展しました。そして、平成13年(2001年)の老人福祉法の改正により、9月15日が「老人の日」、同月21日までの1週間が「老人週間」と定められました。

なお、「国民の祝日に関する法律」の改正により、平成15年(2003年)から「敬老の日」が9月の第3月曜日となりました。

知 事 の 表 敬 訪 問 日 程 等

1 訪問日

令和8年9月21日（月・祝）10:00～10:30

2 訪問対象者

かみむら さだいち
上村 定市 さん（男性）
十日町市

3 訪問者

知事、十日町市長 ほか

4 祝状等の贈呈

知事から県の祝状贈呈及び内閣総理大臣の祝状・記念品（銀杯）を贈呈します。